

中村司法書士事務所・姫路 報酬・費用 概算表 (消費税別)

成年後見関連

成年後見申立	申立書作成	100,000円～ (被後見人の資産総額による) 推定相続人 1人毎3,000円加算 資産額 300万円未満 100,000円 300万円～3000万円未満 120,000円 3000万円～5000万円未満 140,000円 5000万円～1億円未満 180,000円
	実費	2～3万円 (申立印紙・郵券・戸籍謄本等) 医師の鑑定必要時は鑑定費用 (5～10万円) 必要
	選任された後見人の報酬は別途かかります。(本人の財産から支払い) (親族後見人の場合報酬無い場合もあり。職業後見人の場合、財産額事務量に 応じ裁判所が決定)	
認知症サポート 任意後見契約 (公正証書作成) + 見守り契約	コンサルティング 及び契約書作成	250,000円～
	実費	公証人手数料 任意後見契約のみ 約25,000円～30,000円程度。 任意後見及び委任契約両方 約45,000円程度
	判断能力無くなった時 の後見監督人選任申 立書作成	80,000円～ (被後見人の資産総額による) 推定相続人 1人毎3000円追加 +申立実費2～3万円 (申立印紙・郵券・戸籍謄本等) 医師の鑑定必要時は鑑定費用 (5～10万円) 必要
	見守り期間報酬 (個別契約)	基本報酬月額5,000円～ (TEL) 訪問面談報酬 1回 1万円 入院等特別対応 (1回 2万円～)
	後見人報酬例 (個別契約) 詳細別途	資産額3000万円以下 月3万円～ 資産額5000万円以下 月4万円～ 資産額 1億円以下 月5万円～ 1億円を超える時5万円+ 1億円までごとに1万円追加 (事務内容により減額・加算あり 不動産売買等別途) ※ 親族等がなる場合当事者の合意 (無報酬も可)
任意代理 委任契約	契約作成	50,000円～
	財産管理受任報酬	定額報酬 月額2万円～ (資産額に応じ下記のとおり。) 後見人報酬に準じて見積 ※ 不動産処分・賃貸借及び管理・修繕・増改築・解体 融資利用・施設入所契約等 別途
死後事務委任契約	契約書作成	100,000円～
	死後事務報酬	事務の内容に応じる (基本報酬50万円)